

周南市徳山中央浄化センター再構築事業

特定事業の選定

令和4年11月

周南市上下水道局

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第7条の規定に準じて「周南市徳山中央浄化センター再構築事業」を特定事業として選定した。PFI法第11条第1項の規定に準じて、特定事業の選定に係る客観的評価の結果を次のとおり公表する。

令和4年11月4日

周南市上下水道事業管理者 上下水道局長 井筒 守

第1 事業概要

1 事業名称

周南市徳山中央浄化センター再構築事業（以下「本事業」という。）

2 事業の対象施設

徳山中央浄化センター（以下「本処理場」という。）、江口ポンプ場

3 公共施設等の管理者

周南市上下水道事業管理者 上下水道局長 井筒 守

4 事業方式

本事業は、周南市上下水道局（以下「市」という。）が所有する本処理場の再構築において、水処理施設の設計・建設及び維持管理等の業務を一括して委ねるD B O（Design Build Operate）方式とする。

5 事業期間

- (1) 設計・建設期間 令和6年1月～令和13年9月（約8年間）（予定）
- (2) 維持管理期間 令和6年10月～令和32年3月（約26年間）（予定）

6 事業範囲

(1) 設計・建設業務

- ア 事前調査業務
- イ 設計業務
- ウ 建設業務
- エ 撤去業務

(2) 維持管理業務

- ア 運転管理業務
- イ 保守管理業務
- ウ 修繕業務
- エ その他業務（環境整備、廃棄物管理等）

第2 評価の内容

1 評価の方法

市は、本事業をPFI法に基づく調達手続を参考にDBO方式として実施することにより、以下の2項目に基づいて客観的評価を行った上で、市自らが実施したときと比べて、効果的かつ効率的に事業が実施されると判断される場合に、本事業を特定事業として選定する。

- (1) 事業期間を通じた市の財政負担の軽減が期待できること。
- (2) 市の財政負担が同一の水準にある場合においても、公共サービスの水準の向上が期待できること。

2 定量的な評価

(1) 前提条件

市の財政支出額の算出に当たって、市が本事業を自ら実施する場合とDBO方式で実施する場合のそれぞれについて、前提条件を次表のとおり設定した。

なお、これらの前提条件は、市が独自に設定したものであり、実際の応募者の提案内容を制約するものではなく、また、一致するものでもない。

表 定量的評価に係る費用算定条件

項目	市が自ら実施する場合	DBO方式で実施する場合
財政負担の主な内訳	<ul style="list-style-type: none">・ 設計・建設業務費・ 維持管理業務費・ 設計照査及び工事監理費・ 起債金利	<ul style="list-style-type: none">・ 設計・建設業務費・ 維持管理業務費・ SPC経費・ 設計照査及び工事監理費・ モニタリング経費・ アドバイザリー費用・ 起債金利
共通条件	<ol style="list-style-type: none">① 事業期間：前記第1_5に示すとおり② 割引率：0.46% ※過去5年の20年国債利回りを参考に設定③ 物価上昇率：考慮しない ※物価変動に伴う支払額の改定を予定しているため④ 起債条件 利率：0.7% 償還期間：20年（据置1年） 充当率：起債対象経費の45%又は50%	

項目	市が自ら実施する場合	DBO方式で実施する場合
設計・建設業務に関する費用	過年度に実施された基本設計等を参考として設定	過年度に実施された基本設計等を参考として、一部の業務及び工事について、一括発注により効率化が図られ、また性能発注によって事業者の創意工夫が発揮されることによるコスト削減を想定して設定
維持管理業務に関する費用	実績及び基本設計等を参考に設定	実績及び基本設計等を参考として、一部の業務について、一括発注により効率化が図られ、また性能発注によって事業者の創意工夫が発揮されることによるコスト削減を想定して設定
資金調達に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交付金 ・ 起債 ・ 一般財源 	同左

(2) 算定結果

上記(1)の条件に基づき、市が自ら実施する場合の市の財政支出額とDBO方式で実施する場合の市の財政支出額を、それぞれ事業期間中にわたり年度別に算出し、それらを現在価値に換算した額で比較した。

その結果、本事業を市が自ら実施する場合と比較して、DBO方式で実施する場合は、事業期間中の市の財政支出額を約6.3%（現在価値換算後）軽減することが期待できる。

3 定性的な評価

本事業をDBO方式で実施する場合、市が自ら実施する場合と比較して、次のような定性的な効果が期待できる。

(1) 一括発注による事業の効率的な実施

設計・建設及び維持管理の各業務を一括して事業者任せることにより、これらを個別に発注する場合と比較して、各業務間の有機的な連携や事業者の創

意工夫による事業費の削減など、事業の効率的かつ効果的な実施が期待できる。

(2) 良質なサービスの提供

本事業では、事業者を公募型プロポーザル方式で募集するため、民間事業者が有する専門的な知識やノウハウを活用することで、良質なサービスの提供が期待できる。

(3) リスク分担の明確化による事業の安定運営

本事業開始前に、あらかじめ発生するリスクを想定し、市と事業者との間でその責任分担を明確にすることにより、問題発生時における適切かつ迅速な対応が可能となり、業務目的の円滑な遂行や安定した事業運営が期待できる。

4 評価の結果

本事業を、PFI法に基づく調達手続を参考にDBO方式として実施することにより、市が自ら実施する場合と比較して、事業期間全体を通じた市の財政支出額を約6.3%（現在価値換算後）軽減できることが見込まれ、併せて、定性的効果も期待することができる。

以上の客観的評価の結果により、本事業を特定事業として実施することが適当であると認められるため、ここにPFI法第7条の規定に準じて特定事業として選定する。